

第10回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成30年1月24日（水）午後2時

場所：板倉町中央公民館大ホール

議案第31号

合併協定項目3 新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目3 新市の名称
調整方針	新市の名称は、「館林市」とする。

議案第 3 2 号

合併協定項目 4 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成 3 0 年 1 月 2 4 日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目 4 新市の事務所の位置
調整方針	新市の事務所の位置は、館林市城町 1 番 1 号とする。 なお、現在の館林市及び現在建築中の板倉町の庁舎の取扱いについては、合併協定項目 1 3 「事務組織及び機構の取扱い」において改めて協議する。

議案第33号

合併協定項目23-2 電算システム事業について

電算システム事業について、次のとおり提案する。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-2 電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-2 電算システム事業	関係項目																																								
調整方針	電算システム事業については、合併時に統合する。																																									
現 況			具体的な調整内容																																							
1	<p>住民情報等基幹システム 住民情報等基幹システムは、住民情報等を総合的に一体化した共通基盤ソフトです。 業務別の個別ユニットの利用状況は下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット名 (システム)</th> <th>館林市</th> <th>板倉町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>住民基本台帳</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>印鑑登録</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>学齢簿</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>選挙</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国民投票</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>個人住民税</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>法人住民税</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>固定資産税</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>軽自動車税</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国民健康保険 (資格)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国民健康保険 (賦課)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国民健康保険 (給付)</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		ユニット名 (システム)	館林市	板倉町	住民基本台帳	○	○	印鑑登録	○	○	学齢簿	○	○	選挙	○	○	国民投票	○	○	個人住民税	○	○	法人住民税	○	○	固定資産税	○	○	軽自動車税	○	○	国民健康保険 (資格)	○	○	国民健康保険 (賦課)	○	○	国民健康保険 (給付)	○	○	<p>住民情報等基幹システムについては、両市町共通基盤ソフトとして開発されているため、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合する。</p> <p>なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。</p>
ユニット名 (システム)	館林市	板倉町																																								
住民基本台帳	○	○																																								
印鑑登録	○	○																																								
学齢簿	○	○																																								
選挙	○	○																																								
国民投票	○	○																																								
個人住民税	○	○																																								
法人住民税	○	○																																								
固定資産税	○	○																																								
軽自動車税	○	○																																								
国民健康保険 (資格)	○	○																																								
国民健康保険 (賦課)	○	○																																								
国民健康保険 (給付)	○	○																																								

現 況			具体的な調整内容
国民年金	○	○	
後期高齢者	○	○	
収納	○	○	
滞納	○	○	
高齢者福祉	○	○	
障害者福祉	○	○	
児童手当	○	○	
児童扶養手当	○		
保育園	○	○	
福祉医療	○		
健康管理	○	○	
特定健診	○	○	
下水道受益者負担金	○		
高齢者タクシー券	○		
館林地区消防組合世帯主異動リスト	○	○	
日赤社費納入票作成		○	
マイナンバー	○	○	
幼稚園保育料	○		

現 況				具体的な調整内容
2 住民情報等基幹システム以外の重要システム				<p>住民情報等基幹システム以外の重要システムについては、①共通システムは、館林市の例により合併時に統合し、②個別導入システムは、合併時まで調整し、統合する。</p> <p>また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合する。</p> <p>なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。</p>
システム名	館林市	板倉町	共通・個別	
戸籍システム	○	○	共通	
生活保護システム	○			
医療扶助レセプト電子化システム	○			
子ども・子育て支援システム	○	○	共通	
介護保険システム	○	○	共通	
介護認定審査会システム	○	○	共通	
家屋評価システム	○	○	個別	
固定資産地図情報システム	○	○	共通	
住民基本台帳ネットワークシステム	○	○	共通	
障害支援区分認定審査会システム	○	○	共通	
校務支援システム	○	○	共通	
学校給食費管理システム	○			
公営住宅管理システム	○			
図書館管理システム	○	○	共通	
財務会計システム	○	○	個別	
人事給与システム	○	○	個別	
ネットワーク関連設備等	○	○	個別	

現 況				具体的な調整内容
3 住民情報等基幹システム以外の主なシステム（上記1、2以外のシステム）				<p>住民情報等基幹システム以外の主なシステムについては、個別導入システムは、合併時までに調整し、統合する。</p> <p>また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合する。</p> <p>なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。</p>
システム名	館林市	板倉町	共通・個別	
農地台帳システム	○	○	個別	
職員間システム（グループウェア）	○	○	個別	
文書管理システム	○	○	個別	
例規集管理システム	○	○	個別	
建築行政共用データベースシステム	○			
会議録検索システム	○			

議案第34号

合併協定項目23-3 広聴広報関係事業について

広聴広報関係事業について、次のとおり提案する。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-3 広聴広報関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 広報事業については、合併時に統合する。2 広聴事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-3 広聴広報関係事業	関係項目	1 広報事業	
調整方針	広報事業については、合併時に統合する。			
現 況			具体的な調整内容	
館 林 市		板 倉 町		
1 広報紙	<p>(1) 名 称 広報館林</p> <p>(2) 発行回数 22回</p> <p>(3) 発行部数 29,400部</p> <p>(4) 様 式 A4版</p> <p>(5) 配布方法 行政区(66地区)を通して配布している。その他には、市内駅・スーパーなど18か所に設置し配布。</p> <p>(6) 刷り色 1日号：表紙及び裏表紙+中面最大8ページまで4色刷、その他は2色刷 15日号：2色刷</p> <p>(7) 平均ページ数 17.5ページ(平成28年度)</p> <p>(8) 有料広告 有り</p> <p>(9) 編集方法 各課より提出された原稿をDTPソフトで編集し、業者へデータを提出する。</p>	1 広報紙	<p>(1) 名 称 広報いたくら</p> <p>(2) 発行回数 12回</p> <p>(3) 発行部数 5,300部</p> <p>(4) 様 式 A4版</p> <p>(5) 配布方法 行政区(15地区)を通して配布している。その他には、町内駅・大学・スーパーなど46か所に設置し配布。</p> <p>(6) 刷り色 2色刷・年に数回4色刷</p> <p>(7) 平均ページ数 17.3ページ(平成28年度)</p> <p>(8) 有料広告 有り</p> <p>(9) 編集方法 各課より提出された原稿をDTPソフトで編集し、業者へデータを提出する。</p>	<p>広報紙については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>具体的には、きめ細かな情報発信を行うため、発行回数は館林市の例により増やす。ただし、発行回数増加に伴う配布については、行政区の理解を得ながら行う。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 公式ホームページ</p> <p>(1) 内容 インターネットを利用した市のホームページの管理・運営を行い、市政に関する情報を市民に周知する。</p> <p>(2) 更新 情報を所管する各所属（各課）の作成原稿に基づき、秘書課（広聴広報係）がウェブページ更新（作成・修正・削除）・公開を一括して行っている。</p> <p>(3) 有料広告 有り</p>	<p>2 公式ホームページ</p> <p>(1) 内容 インターネットを利用した町のホームページの管理・運営を行い、町政に関する情報を町民に周知する。</p> <p>(2) 更新 情報を所管する各所属（各係）が、ウェブページ更新（作成・修正・削除）を行い、総務課（情報広報係）が承認し、公開する。</p> <p>(3) 有料広告 有り</p>	<p>公式ホームページについては、更新方法が異なるため、板倉町の例により合併時に統合し、新市ホームページとして公開する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-3 広聴広報関係事業	関係項目	2 広聴事業
調整方針	広聴事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 陳情要望</p> <p>【概要】</p> <p>市民団体等からの陳情や請願等の受付及び関係部署との調整を行う。書面での回答や懇談など、相手からの要望に応じて、適宜対応している。</p> <p>懇談については、事業担当課職員と陳情・要望担当課職員が同席して、話し合いを行う。</p> <p>(1) 受付担当課 秘書課（広聴広報係）</p> <p>(2) 対応案作成課 各担当課</p> <p>2 パブリックコメント</p> <p>【概要】</p> <p>市の基本的な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民等からの意見又は提案を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する。</p> <p>(1) 実施担当課 各担当課</p> <p>(2) 取りまとめ担当課 秘書課（広聴広報係）</p>		<p>1 陳情要望</p> <p>【概要】</p> <p>町民団体等からの陳情や請願等は総務課秘書人事係が受付を行い、要望の内容に応じて担当部署が対応している。</p> <p>懇談等の要望がある場合については、町長をはじめ事業担当課長および担当職員が同席して、話し合いを行う。</p> <p>(1) 受付担当課 総務課（秘書人事係）</p> <p>(2) 対応案作成課 各担当課</p> <p>2 パブリックコメント</p> <p>【概要】</p> <p>町の基本的な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等の必要な事項を広く公表し、町民等からの意見又は提案を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する。</p> <p>(1) 実施担当課 各担当課</p> <p>(2) 取りまとめ担当課 なし</p>	
具体的な調整内容			
<p>陳情要望については、要望の対応方法等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>パブリックコメントについては、取りまとめ方法等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 住民の声（意見、要望、苦情等）への対応</p> <p>【概要】 市民からの意見、要望及び苦情等について内容を確認、検討し市政へ反映する。 また、受付から対応結果までの進捗を管理し、情報の一元化を図るため、市民の声管理システムを導入している。</p> <p>【対応】 (1) 取りまとめ担当課 市民協働課（市民相談係） (2) 回答案作成課 関係各課</p>	<p>3 住民の声（意見、要望、苦情等）への対応</p> <p>【概要】 町政に関する意見及び提案を電子メールや手紙等で受けたものについて、内容を確認、検討し町政へ反映する。</p> <p>【対応】 (1) 取りまとめ担当課 総務課（情報広報係） (2) 回答案作成課 関係各課</p>	<p>住民の声（意見、要望、苦情等）への対応については、システムの有無等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

議案第35号

合併協定項目23-25 文化・スポーツ振興事業について

文化・スポーツ振興事業について、次のとおり提案する。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-25 文化・スポーツ振興事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="491 1357 1380 1451">1 文化財の保護と管理に関することについては、合併時に再編する。<li data-bbox="491 1473 1380 1568">2 生涯スポーツ振興計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-25 文化・スポーツ振興事業	関係項目	1 文化財の保護と管理に関すること
調整方針	文化財の保護と管理に関することについては、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 文化財 市指定文化財 35件	1 文化財 町指定文化財 58件	文化財の保護と管理に関することについては、文化財の維持管理方法及び文化財保存事業等が異なるため、合併時に再編する。 ただし、指定文化財については、現行のとおり新市において継承する。	
2 文化財の定期巡回、状況把握 1回程度/月	2 文化財の定期巡回、状況把握 県文化財保護指導員によるパトロール巡回		
3 文化財の維持管理 除草、害虫駆除、樹木剪定、修繕等	3 文化財の維持管理 該当なし		
4 文化財管理委託事業 該当なし	4 文化財管理委託事業 町指定文化財の所有者等と管理委託契約を締結し、文化財の管理を行っている。 《委託料》 10,000円/年額		
5 文化財保存事業 文化財の保存事業等を行う際、所有者等に予算の範囲で補助金を交付する。	5 文化財保存事業 文化財の保存事業等を行う際、所有者等に予算の範囲で補助金を交付する。		

現 況		具体的な調整内容										
館 林 市	板 倉 町											
<p>《補助額》</p> <table border="0"> <tr> <td>50万円未満</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>50万円以上 250万円未満</td> <td>40% (上限 75万円)</td> </tr> <tr> <td>250万円以上 500万円未満</td> <td>30% (上限 100万円)</td> </tr> <tr> <td>500万円以上 1,500万円未満</td> <td>20% (上限 150万円)</td> </tr> <tr> <td>1,500万円以上</td> <td>10% (上限 200万円)</td> </tr> </table> <p>6 地域ボランティアと連携した保護、活用 文化財所有者又は地元住民、ボランティアと連携した保護、活用の実施</p>	50万円未満	対象外	50万円以上 250万円未満	40% (上限 75万円)	250万円以上 500万円未満	30% (上限 100万円)	500万円以上 1,500万円未満	20% (上限 150万円)	1,500万円以上	10% (上限 200万円)	<p>《補助額》</p> <p>補助対象経費の50% ※国・県補助金がある場合には、その金額を差し引いた額の50%以内</p> <p>6 地域ボランティアと連携した保護、活用 該当なし</p>	
50万円未満	対象外											
50万円以上 250万円未満	40% (上限 75万円)											
250万円以上 500万円未満	30% (上限 100万円)											
500万円以上 1,500万円未満	20% (上限 150万円)											
1,500万円以上	10% (上限 200万円)											

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-25 文化・スポーツ振興事業	関係項目	2 生涯スポーツ振興計画
調整方針	生涯スポーツ振興計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
<p>○第二次館林市生涯スポーツ振興計画</p> <p>【目的】 すべての市民が多種多様な選択ができるスポーツ環境の充実が必要とされることを踏まえ、地域や学校、企業、関係団体などすべての人たちが、生涯を通じて気軽にスポーツを親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指す。</p> <p>【計画期間】 平成24年度～平成33年度</p> <p>【基本理念】 より多くの市民がスポーツの楽しみや感動を分かち、支え合う社会を構築する。</p> <p>【全体目標】 スポーツをする人、観る人、支え・育てる人の連携、協働の推進</p>		なし	生涯スポーツ振興計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>【基本施策】</p> <p>1 スポーツ機会の提供 だれでも・いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しめる機会の提供</p> <p>2 競技スポーツの振興 競技者と競技指導者のレベルアップに必要な環境の整備</p> <p>3 スポーツを支え、育てる環境の整備 各種イベントやボランティア活動への参加、また民間活力の積極的導入による活性化を図る</p> <p>4 スポーツ施設の充実 各施設の再整備、また管理運営体制の見直しを図る</p>		

議案第36号

合併協定項目23-27 生涯学習事業について

生涯学習事業について、次のとおり提案する。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-27 生涯学習事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併時に統合する。2 成人式については、合併時に統合する。3 公民館業務に関することについては、合併時に再編する。4 青少年センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-27 生涯学習事業	関係項目	1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整
調整方針	社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。</p> <p>○主な団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館林市小中学校PTA連合会 ・館林市婦人会連絡協議会 ・館林市子ども会育成団体連絡協議会 ・地区子ども会・子ども会育成会 		<p>【目的】 社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。</p> <p>○主な団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板倉町小中学校PTA連合会 ・板倉町女性あどぼんす ・板倉町子ども会育成会連絡協議会 ・4地区子ども会育成会連絡協議会・子ども会育成会 	<p>社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、団体の形態、組織や補助対象となる団体が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-27 生涯学習事業	関係項目	2 成人式																																
調整方針	成人式については、合併時に統合する。																																		
現		況																																	
館 林 市		板 倉 町																																	
1 期日 成人の日の前日の日曜日	1 期日 成人の日の前日の日曜日	具体的な調整内容 成人式については、開催方法や運営等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。																																	
2 会場 館林市文化会館大ホール	2 会場 東洋大学板倉キャンパス																																		
3 記念品の選定・発注	3 集合写真を記念品として配布																																		
4 集合写真撮影の依頼	4 集合写真撮影の依頼																																		
5 式典の準備、運営 ・準備：教育委員会 ・式典進行及び第2部アトラクションともに「二十歳のつどい」実行委員会が担当	5 式典の準備、式典進行 ・準備：教育委員会 ・式典進行は事務局が行う。第2部パーティーは実行委員会が担当																																		
※ 平成29年成人式出席者数	※ 平成29年成人式出席者数																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当者(人)</td> <td>410</td> <td>388</td> <td>798</td> </tr> <tr> <td>出席者(人)</td> <td>349</td> <td>299</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>出席率(%)</td> <td>85.12</td> <td>77.06</td> <td>81.20</td> </tr> </tbody> </table>		男	女	計	該当者(人)	410	388	798	出席者(人)	349	299	648	出席率(%)	85.12	77.06	81.20	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当者(人)</td> <td>106</td> <td>87</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>出席者(人)</td> <td>89</td> <td>63</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>出席率(%)</td> <td>83.96</td> <td>72.41</td> <td>78.76</td> </tr> </tbody> </table>		男	女	計	該当者(人)	106	87	193	出席者(人)	89	63	152	出席率(%)	83.96	72.41	78.76		
	男	女	計																																
該当者(人)	410	388	798																																
出席者(人)	349	299	648																																
出席率(%)	85.12	77.06	81.20																																
	男	女	計																																
該当者(人)	106	87	193																																
出席者(人)	89	63	152																																
出席率(%)	83.96	72.41	78.76																																

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-27 生涯学習事業	関係項目	3 公民館業務に関すること
調整方針	公民館業務に関することについては、合併時に再編する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
1 公民館数 11館	2 公民館業務 ・各種学級講座の開催 ・施設貸し出し ・図書の貸し出し ・備品の貸し出し ・公民館だよりの発行 ・公民館まつり	1 公民館数 4館	公民館業務に関する ことについては、業務 内容、開館時間、休館 日等が異なるため、地 域住民の利便性、必要 性を考慮し、合併時に 再編する。
2 公民館業務 ・各種学級講座の開催 ・施設貸し出し ・図書の貸し出し ・備品の貸し出し ・公民館だよりの発行 ・公民館まつり	2 公民館業務 ・各種学級講座の開催 ・施設貸し出し ・図書の貸し出し ・備品の貸し出し ・公民館だよりの発行 (南部公民館のみ) ・公民館まつり又は利用団体発表会	3 開館時間 午前9時～午後9時	
3 開館時間 午前9時～午後10時	4 休館日 ・月1日 (館により異なる) ・年末年始 (12月28日～翌年1月4日)	4 休館日 ・毎週月曜日、祝日 (祝日が月曜日の場合は火曜日も休館) ・年末年始 (12月28日～翌年1月3日)	
4 休館日 ・月1日 (館により異なる) ・年末年始 (12月28日～翌年1月4日)			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-27 生涯学習事業	関係項目	4 青少年センター	
調整方針	青少年センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。			
現 況			具体的な調整内容	
館 林 市		板 倉 町		
<p>【名称】 館林市青少年センター</p> <p>【目的】 青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、館林市青少年センターを設置する。</p> <p>1 青少年センターの業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年補導 ・青少年相談 ・青少年情報提供 ・その他、青少年の健全育成及び非行防止に必要な事業 <p>2 青少年センターの組織</p> <p>(1) 館林市青少年センター運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 10名 <p>(2) 補導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館林市青少年補導員 100名 <p>(3) 相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館林市青少年相談員 4名 <p>(4) 指導員（嘱託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任青少年指導員 1名 ・青少年指導員 1名 ・社会教育指導員 1名 		なし		青少年センターについては、館林市のみ設置しているため、合併時は現行のとおりとし、館林市の例により合併後に統合する。

議案第37号

合併協定項目23-28 男女共同参画事業について

男女共同参画事業について、次のとおり提案する。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-28 男女共同参画事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 男女共同参画基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。2 男女共同参画事業については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-28 男女共同参画事業	関係項目	1 男女共同参画基本計画
調整方針	男女共同参画基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【名称】 第5次館林市男女共同参画基本計画</p> <p>【目的】 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び館林市男女共同参画推進条例第9条の規定に基づき、男女共同参画の施策を総合的・計画的に推進する計画を定め、市民への啓発及び人材育成を図ることにより、男女が共に個性と能力を発揮し、いきいきと活躍する社会を目指す。</p> <p>【内容】 (1) テーマ 「男（ひと）女（ひと）が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり」 (2) 基本目標 ・あらゆる分野における男女共同参画 ・安全安心な暮らしの実現 ・男女の人権の平等 (3) 計画期間 平成29年度～平成33年度</p>		なし	
		具体的な調整内容	
		男女共同参画基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-28 男女共同参画事業	関係項目	2 男女共同参画事業
調整方針	男女共同参画事業については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 啓発講演会 男女共同参画週間（6月23日～6月29日）に、講演会等の啓発事業を実施する。</p> <p>2 人材育成セミナー 課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性を育成する。</p> <p>3 情報紙「扉を開こう」の発行（年3回） 男女共同参画情報誌を発行し、男女共同参画への意識啓発を図る。</p> <p>4 「男女が共に輝く社会をみんなで作ろう一行詩」の募集・表彰 小学校5・6年生、中学生、高校生以上一般を対象に、男女共同参画の啓発に関する一行詩を募集し、優秀作品を表彰する。</p> <p>5 職員への啓発活動 男女共同参画啓発紙「いきいき」を発行し、職員の理解を促進する。</p>		なし	
具体的な調整内容			
男女共同参画事業については、館林市のみ事業を実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。			

協議第6号（継続協議）

合併協定項目7 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目7 地方税の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 個人市町民税については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 税率及び非課税については、現行のとおりとする。(2) 納期及び減免については、合併時に統合する。2 法人市町民税については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 税率については、合併時に統合する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度以内は不均一課税とし、その後、統合する。(2) 減免については、現行のとおりとする。3 固定資産税については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 税率、免税点及び減免については、現行のとおりとする。(2) 納期については、合併時に統合する。

	<p>(3) 課税免除及び不均一課税については、合併時に廃止する。 ただし、既に対象又は要件を満たしている場合は、従前の例による。</p> <p>4 軽自動車税については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 納期及び減免については、合併時に統合する。</p> <p>5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>6 鉱産税については、合併時に統合する。</p> <p>7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。</p> <p>8 入湯税については、合併時に統合する。</p> <p>9 都市計画税については、合併時に統合する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度以内に限り不均一課税とし、その後、統合する。</p>
--	---

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	1 個人市町民税
調整方針	個人市町民税については、次のとおりとする。 (1) 税率及び非課税については、現行のとおりとする。 (2) 納期及び減免については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 税率 (1) 均等割 市民税 3,500円 内訳①均等割額 3,000円 ②東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源 500円 (2) 所得割 市民税 6% 2 納期 (1) 普通徴収 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～ 1月31日 (2) 特別徴収（給与等から） 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日までに納付する。 (3) 特別徴収（公的年金から） 特別徴収対象年金受給者は、年6回の年金給付から徴収する。		1 税率 (1) 均等割 町民税 3,500円 内訳①均等割額 3,000円 ②東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源 500円 (2) 所得割 町民税 6% 2 納期 (1) 普通徴収 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 12月1日～12月25日 (2) 特別徴収（給与等から） 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日までに納付する。 (3) 特別徴収（公的年金から） 特別徴収対象年金受給者は、年6回の年金給付から徴収する。	
具体的な調整内容			
税率については、同一のため現行のとおりとする。 納期については、第4期が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>3 非課税</p> <p>(1) 均等割及び所得割が非課税</p> <p>① 生活保護法の規定により生活扶助を受けている者</p> <p>② 障害者、未成年者、寡婦（夫）で、前年の合計所得金額が125万円以下であった者</p> <p>(2) 均等割が非課税</p> <p>① 扶養親族のない者 前年の合計所得金額が28万円以下の者</p> <p>② 扶養親族のある者 前年の合計所得金額が28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族数）+16万8千円以下の者</p> <p>(3) 所得割が非課税</p> <p>① 扶養親族のない者 前年の総所得金額等が35万円以下の者</p> <p>② 扶養親族のある者 前年の総所得金額等が35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族数）+32万円以下の者</p> <p>4 減免 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定による保護を受ける者 学生及び生徒 上記に挙げるものを除くほか特別事由があるもの （納税者死亡、失業・廃業等の場合等について、館林市税等減免に関する規則で具体的に規定している。） 	<p>3 非課税</p> <p>(1) 均等割及び所得割が非課税</p> <p>① 生活保護法の規定により生活扶助を受けている者</p> <p>② 障害者、未成年者、寡婦（夫）で、前年の合計所得金額が125万円以下であった者</p> <p>(2) 均等割が非課税</p> <p>① 扶養親族のない者 前年の合計所得金額が28万円以下の者</p> <p>② 扶養親族のある者 前年の合計所得金額が28万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族数）+16万8千円以下の者</p> <p>(3) 所得割が非課税</p> <p>① 扶養親族のない者 前年の総所得金額等が35万円以下の者</p> <p>② 扶養親族のある者 前年の総所得金額等が35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族数）+32万円以下の者</p> <p>4 減免 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定による保護を受ける者 学生及び生徒 当該年において所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者 	<p>非課税については、同一のため現行のとおりとする。</p> <p>減免については、対象者は同一であるが、館林市では、「特別事由があるもの」を具体的に列挙しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	2 法人市町民税																																																									
調整方針	法人市町民税については、次のとおりとする。 (1) 税率については、合併時に統合する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度以内は不均一課税とし、その後、統合する。 (2) 減免については、現行のとおりとする。																																																											
現 況		具体的な調整内容																																																										
館 林 市		板 倉 町																																																										
1 税率 (1) 均等割		1 税率 (1) 均等割																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>360万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>6万円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	従業者数	税額(年額)	50億円超	50人超	360万円	50人以下	49万2千円	10億円超 50億円以下	50人超	210万円	50人以下	49万2千円	1億円超 10億円以下	50人超	48万円	50人以下	19万2千円	1,000万円超 1億円以下	50人超	18万円	50人以下	15万6千円	1,000万円以下	50人超	14万4千円	50人以下	6万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の法人</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金等の額	従業者数	税額(年額)	50億円超	50人超	300万円	50人以下	41万円	10億円超 50億円以下	50人超	175万円	50人以下	41万円	1億円超 10億円以下	50人超	40万円	50人以下	16万円	1,000万円超 1億円以下	50人超	15万円	50人以下	13万円	1,000万円以下	50人超	12万円	上記以外の法人		5万円
資本金等の額	従業者数	税額(年額)																																																										
50億円超	50人超	360万円																																																										
	50人以下	49万2千円																																																										
10億円超 50億円以下	50人超	210万円																																																										
	50人以下	49万2千円																																																										
1億円超 10億円以下	50人超	48万円																																																										
	50人以下	19万2千円																																																										
1,000万円超 1億円以下	50人超	18万円																																																										
	50人以下	15万6千円																																																										
1,000万円以下	50人超	14万4千円																																																										
	50人以下	6万円																																																										
資本金等の額	従業者数	税額(年額)																																																										
50億円超	50人超	300万円																																																										
	50人以下	41万円																																																										
10億円超 50億円以下	50人超	175万円																																																										
	50人以下	41万円																																																										
1億円超 10億円以下	50人超	40万円																																																										
	50人以下	16万円																																																										
1,000万円超 1億円以下	50人超	15万円																																																										
	50人以下	13万円																																																										
1,000万円以下	50人超	12万円																																																										
上記以外の法人		5万円																																																										
(2) 法人税割 12.1%		(2) 法人税割 12.1%																																																										
税率については、均等割が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。 ただし、板倉町内の法人に対しては、合併年度及びこれに続く3年度以内は不均一課税(現行のとおり)とし、その後、館林市の例により統合する。																																																												

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 減免 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人 ・地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（収益事業を行わないNPO法人等） 	<p>2 減免 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人 ・地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（収益事業を行わないNPO法人等） 	<p>減免については、同一のため現行のとおりとする。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	3 固定資産税
調整方針	固定資産税については、次のとおりとする。 (1) 税率、免税点及び減免については、現行のとおりとする。 (2) 納期については、合併時に統合する。 (3) 課税免除及び不均一課税については、合併時に廃止する。ただし、既に対象又は要件を満たしている場合は、従前の例による。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
1 税率 1.4%	1 税率 1.4%	1 税率 1.4%	税率については、同一のため現行のとおりとする。
2 納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日	2 納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日	2 納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日	納期については、第4期が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。
3 免税点 同一区域内で同一の人が所有する固定資産の課税標準額が土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満の場合	3 免税点 同一区域内で同一の人が所有する固定資産の課税標準額が土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満の場合	3 免税点 同一区域内で同一の人が所有する固定資産の課税標準額が土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満の場合	免税点については、同一のため現行のとおりとする。
4 減免対象 ・ 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	4 減免対象 ・ 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	4 減免対象 ・ 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	減免については、同一のため現行のとおりとする。

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） ・市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 ・その他特別な事情があつて減免を必要とする固定資産 <p>5 課税免除・不均一課税 実施していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） ・町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 ・その他特別な事情があつて減免を必要とする固定資産 <p>5 課税免除・不均一課税</p> <p>(1) 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例</p> <p>① 概要 企業立地促進法に基づく基本計画における集積地区へ、基盤技術・アナログ技術関連産業、医療健康・食品産業、環境・エネルギー関連産業の事業者が立地した場合に固定資産税の特例を適用する。</p> <p>② 特例 土地、建物の取得価格が2億円以上の場合、土地、建物の固定資産税を開始年度以後3年度分限り課税免除する。</p>	<p>課税免除・不均一課税については、合併時に廃止する。</p> <p>ただし、合併時において課税免除・不均一課税を受けている又は要件を満たしている事業者については、引き続き特例を適用するものとする。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
	<p>(2) 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例</p> <p>① 概要 地域再生法に基づき平成30年3月31日までに県から特定業務施設整備計画の認定を受けるなどの諸条件を満たした事業者に対して固定資産税の特例を適用する。</p> <p>② 特例 土地、建物、構築物、機械装置に係る固定資産税の特例を行う。</p> <p>ア) 都区内から本社機能移転 開始年度 課税免除 第2年度 1 / 4 課税 第3年度 2 / 4 課税</p> <p>イ) 本社機能拡充 開始年度 課税免除 第2年度 1 / 3 課税 第3年度 2 / 3 課税</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	4 軽自動車税																																	
調整方針	軽自動車税については、次のとおりとする。 (1) 税率については、現行のとおりとする。 (2) 納期及び減免については、合併時に統合する。																																			
現 況			具体的な調整内容																																	
館 林 市		板 倉 町																																		
1 税率	【原動機付自転車・二輪車など】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車 種 区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">税率 (年税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">原動機付自転車</td> <td style="text-align: center;">50cc 以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50cc 超 90cc 以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90cc 超 125cc 以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2,400 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ミニカー</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3,700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">二輪の小型自動車 (250cc 超)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">6,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小型特殊自動車</td> <td style="text-align: center;">農耕用</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2,400 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 (フォークリフト等)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5,900 円</td> </tr> </tbody> </table>			車 種 区 分		税率 (年税額)		原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円		50cc 超 90cc 以下	2,000 円		90cc 超 125cc 以下	2,400 円		ミニカー	3,700 円		二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)		3,600 円		二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000 円		小型特殊自動車	農耕用	2,400 円		その他 (フォークリフト等)	5,900 円		税率については、同一のため現行のとおりとする。
車 種 区 分				税率 (年税額)																																
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円																																		
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円																																		
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円																																		
	ミニカー	3,700 円																																		
二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)		3,600 円																																		
二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000 円																																		
小型特殊自動車	農耕用	2,400 円																																		
	その他 (フォークリフト等)	5,900 円																																		
【三輪・四輪の軽自動車】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">車 種 区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">税率 (年税額) ※</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> <th style="text-align: center;">③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">三輪</td> <td style="text-align: center;">3,100 円</td> <td style="text-align: center;">3,900 円</td> <td style="text-align: center;">4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">四輪</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">乗用</td> <td style="text-align: center;">自家用</td> <td style="text-align: center;">7,200 円</td> <td style="text-align: center;">10,800 円</td> <td style="text-align: center;">12,900 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業用</td> <td style="text-align: center;">5,500 円</td> <td style="text-align: center;">6,900 円</td> <td style="text-align: center;">8,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">貨物</td> <td style="text-align: center;">自家用</td> <td style="text-align: center;">4,000 円</td> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> <td style="text-align: center;">6,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営業用</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> <td style="text-align: center;">3,800 円</td> <td style="text-align: center;">4,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種 区 分		税率 (年税額) ※			①	②	③	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	※① 初度検査年月が平成 27 年 3 月 31 日以前の車両 ※② 初度検査年月が平成 27 年 4 月 1 日以降の車両 ※③ 初度検査年月から 13 年を経過した車両			
車 種 区 分			税率 (年税額) ※																																	
		①	②	③																																
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円																																
四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円																															
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円																															
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円																															
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円																															

現 況				具体的な調整内容	
館 林 市		板 倉 町			
【軽四輪などの税率の特例措置（グリーン化特例）】					
車種区分※ ¹		税率（年税額）※ ²			
		①	②	③	
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
※1 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録した軽自動車 ※2 ① 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減） ② 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車 ③ 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車 貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車					
館 林 市		板 倉 町			
2 納期	5月11日～5月31日	2 納期	5月1日～5月31日	納期については、板倉町の例により合併時に統合する。	
3 減免対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公益のため直接専用する軽自動車等 ・身体障害者等が所有する軽自動車等 ・生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等 	3 減免対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 ・身体障害者等が所有する軽自動車等 	減免については、対象が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	5 市町たばこ税
調整方針	市町たばこ税については、現行のとおりとする。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
税率	旧3級品以外	1,000本につき5,262円	市町たばこ税については、同一のため現行のとおりとする。
	旧3級品	1,000本につき3,355円 (H29.4.1~H30.3.31)	
		1,000本につき4,000円 (H30.4.1~H31.3.31)	
		1,000本につき5,262円 (H31.4.1~)	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	6 鉱産税
調整方針	鉱産税については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
市税条例に鉱産税についての規定はあるが、課税対象はない。		町税条例に規定はない。	
具体的な調整内容 鉱産税については、現在、課税対象はないが、館林市のみ税条例に規定があるため、館林市の例により合併時に統合する。			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	7 特別土地保有税
調整方針	特別土地保有税については、現行のとおりとする。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
平成15年度税制改正により、新規課税は停止されており、徴収猶予案件も該当なし。		平成15年度税制改正により、新規課税は停止されており、徴収猶予案件も該当なし。	特別土地保有税については、現行のとおりとする。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	8 入湯税
調整方針	入湯税については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
市税条例に入湯税についての規定はあるが、課税対象はない。		町税条例に規定はない。	
具体的な調整内容			
入湯税については、現在、課税対象はないが、館林市のみ税条例に規定があるため、館林市の例により合併時に統合する。			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	7 地方税の取扱い	関係項目	9 都市計画税
調整方針	都市計画税については、合併時に統合する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度以内に限り不均一課税とし、その後、統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 概要 市街化区域内の土地及び家屋にかかる税金で、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じである。</p> <p>2 納税義務者 市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者</p> <p>3 税率 0.3%</p> <p>4 納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p> <p>5 減免 固定資産税と同様の減免を行う。</p> <p>※参考 平成28年度決算（現年調定）状況 〔土地〕納税義務者 16,242人 税額 364,795,400円 〔家屋〕納税義務者 16,321人 税額 349,471,200円 〔合計〕納税義務者 21,065人 税額 714,266,600円</p>		<p>課税していない。</p> <p>都市計画税については、館林市のみ課税しているため、館林市の例により合併時に統合する。 ただし、板倉町の市街化区域内については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税（課税しない）とし、その後、館林市の例により統合する。</p>	
具体的な調整内容			

協議第8号（継続協議）

合併協定項目11 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目11 特別職の身分の取扱い
調整方針	<p>1 板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）、行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。</p> <p>2 板倉町の附属機関等の委員及びその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、館林市の制度として定めるものとする。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 1 特別職の身分の取扱い	関係項目	
調整方針	<p>1 板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）、行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。</p> <p>2 板倉町の附属機関等の委員及びその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、館林市の制度として定めるものとする。</p>		
現		況	
	館 林 市	板 倉 町	具体的な調整内容
常勤特別職	<ul style="list-style-type: none"> ・任期 4年（教育長は3年） ・給料 市長 月額975,000円 （※月額780,000円） 副市長 月額825,000円 （※月額693,000円） 教育長 月額730,000円 （※月額642,400円） <p>※平成27年4月27日から平成31年4月25日までの間減額支給</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任期 4年（教育長は3年） ・給料 町長 月額795,000円 （※給料月額×100分の70） 副町長 月額643,000円 （※給料月額×100分の80） 教育長 月額593,000円 （※給料月額×100分の80） <p>※平成21年4月1日から平成32年11月16日までの間減額支給</p>	<p>板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）は、合併の日の前日をもって失職する。</p>
議会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・定数 20人 ・任期 4年 ・報酬 議長 月額459,000円 副議長 月額414,000円 議員 月額387,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 4年 ・報酬 議長 月額323,000円 副議長 月額245,000円 常任委員長 月額227,000円 常任副委員長 月額223,000円 議会運営委員長 月額227,000円 議会運営副委員長 月額223,000円 議員 月額222,000円 	<p>議会議員については、合併協定項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果によるものとする。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
行政委員会及び行政委員 (1/2)	館林市教育委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員 月額 72,000円	板倉町教育委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員 月額 20,500円
	館林市選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 年額 270,000円 委員 年額 210,000円	板倉町選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 月額 11,000円 委員 月額 10,000円
	館林市監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議員選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 月額 120,000円 議員選任 月額 40,000円	板倉町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議員選任 議員の任期 ・報酬 委員 年額 150,000円
	館林市公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 委員 日額 8,300円	板倉町公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 日額 9,500円 委員 日額 9,000円
	館林市固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 日額 8,300円	板倉町固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 委員長 日額 9,500円 委員 日額 9,000円

板倉町の行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職する。

なお、館林市の行政委員会及び行政委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。

また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。

ただし、農業委員会については、合併協定項目10「農業委員会の取扱い」の協議結果によるものとする。

現 況		具体的な調整内容	
館 林 市	板 倉 町		
行政委員会及び行政委員 (2/2)	館林市農業委員会 ・定数 農業委員 10人 推進委員 16人 ・任期 3年 ・報酬 農業委員 会長 月額47,000円 会長代理 月額33,000円 委員 月額29,000円 推進委員 月額27,000円 ※上記金額のほか、国の基準に基づく加算額を支給する。	板倉町農業委員会 ・定数 農業委員 10人 推進委員 12人 ・任期 3年 ・報酬 農業委員 会長 月額37,000円 会長代理 月額29,000円 委員 月額27,000円 推進委員 月額27,000円	
附属機関等（審議会・委員会等） (1/2)	館林市総合計画審議会	—	板倉町の附属機関等の委員については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めるものとする。 なお、館林市の附属機関等の委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。
	館林市住居表示審議会	—	
	館林市特別職報酬等審議会	板倉町特別職報酬等審議会	
	館林市行政不服審査会	板倉町行政不服審査会	
	館林市情報公開・個人情報保護審査会	板倉町情報公開・個人情報保護審査会	
	—	板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会	
	館林市資産等公開審査会	—	
	館林市防災会議	板倉町防災会議	
	館林市空家等対策協議会	板倉町空家等対策協議会	
	館林市退職手当審査会	—	
	館林市公務災害補償等認定委員会	—	
	館林市公務災害補償等審査会	—	
	館林市男女共同参画審議会	—	
	館林市環境審議会	—	
館林市廃棄物減量等推進審議会	板倉町一般廃棄物処理対策委員会		
館林市民生委員推薦会	板倉町民生委員推薦会		

現 況		具体的な調整内容	
館 林 市	板 倉 町		
附属機関等（審議会・委員会等） (2/2)	館林市手話施策推進会議	—	また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。
	館林市介護保険計画策定委員会	板倉町介護保険運営協議会	
	館林市児童館運営委員会	板倉町児童館運営委員会	
	館林市子ども・子育て会議	板倉町子ども・子育て会議	
	館林市国民健康保険運営協議会	板倉町国民健康保険運営協議会	
	館林市勤労青少年ホーム運営委員会	—	
	館林市中小企業振興会議	—	
	館林市農業設備近代化利子補給審査委員会	板倉町農業近代化資金審査委員会	
	館林市融資審査委員会	板倉町商工資金融資審査会	
	つつじ保護育成対策委員会	—	
	館林市都市計画審議会	板倉町都市計画審議会	
	—	板倉町風景審議会	
	館林市緑化推進委員会	—	
	館林市建築審査会	—	
	館林市営住宅入居者選考委員会	—	
	館林市土地区画整理審議会	—	
	館林市政治倫理審査会	—	
	館林市青少年問題協議会	板倉町青少年問題協議会	
	館林市青少年センター運営協議会	—	
	館林市いじめ問題調査委員会	—	
館林市いじめ問題再調査委員会	—		
館林市文化財保護審議会	文化財調査委員		
館林市図書館協議会	—		
その他の特別職 (1/2)	館林市固定資産評価員	板倉町固定資産評価員	板倉町のその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職す
	館林市交通指導員	板倉町交通指導員	
	統計調査員・指導員	統計調査員・指導員	
	館林市産業医	板倉町産業医	

現 況		具体的な調整内容	
館 林 市	板 倉 町		
その他の特別職 (2/2)	選挙長 投票・開票管理者 投票・開票・選挙立会人	選挙長 投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者、開票管理者、 選挙立会人、投票所の投票立会人、 期日前投票所の投票立会人、開票立会人	<p>るものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めるものとする。</p> <p>なお、館林市のその他の特別職の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。</p> <p>また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。</p>
	福祉事務所嘱託医	—	
	保育園嘱託医	保育園嘱託医	
	館林市土地区画整理評価員	—	
	社会教育委員	社会教育委員	
	国際交流員	—	
	英語指導助手	—	
	学校医（小学校・中学校）	学校医（小学校・中学校）	
	学校医（幼稚園）	—	
スポーツ推進委員	スポーツ推進委員		

協議第31号（再協議）

合併協定項目23-5 納税関係事業について

納税関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-5 納税関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none">1 コンビニ納付については、合併時に統合する。2 インターネット公売については、合併時に統合する。3 督促手数料については、合併時に廃止する。4 標識弁償金については、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	1 コンビニ納付
調整方針	コンビニ納付については、合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
【内容】 納付環境の充実及び納税者の利便性を図るため、市税及び国民健康保険税（国保税）のコンビニ納付を行う。	なし		コンビニ納付については、館林市のみ実施しており、納税者の利便性向上のため、館林市の例により合併時に統合する。
※参考 平成28年度実績 コンビニ納付率（市税+国保税） 25.90% ※コンビニ納付率 ＝コンビニ納付件数／総納付件数 （普通徴収） 納付件数 76,494 件／295,316 件 納付額 1,307,358,513 円			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	2 インターネット公売
調整方針	インターネット公売については、合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
<p>【目的】 市税の確保を図るとともに、税負担の公平性を維持するため、差押財産の公売を行う。</p> <p>【内容】 Yahoo! JAPANが5月～翌年3月中に開催する全8回の官公庁オークションの内、3回～4回参加・出品する。</p> <p>【経費】 落札システム利用料として、落札額の3%を支払う。</p> <p>※参考 平成28年度実績 落札件数 3件 落札金額 11,135,001円</p>	なし		<p>インターネット公売については、館林市のみ実施しており、歳入確保のため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	3 督促手数料
調整方針	督促手数料については、合併時に廃止する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
なし ※参考 督促状況 市税、国保税 平成28年度実績 督促状46,313通		【内容】 町税条例第20条により督促状1通について、50円を徴収する。 平成28年度実績は、144,900円 なお、特別徴収義務者への督促手数料の徴収はない。 ※参考 督促状況 町税、国保税 平成28年度実績 督促状5,950通	
具体的な調整内容			
督促手数料については、県内では、市の取扱いはなく、また、町村は、板倉町も含め4町村のみの取扱いであることから、合併時に廃止する。			

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	4 標識弁償金
調整方針	標識弁償金については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>【内容】</p> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車申請及び標識返納に際し、標識（ナンバープレート）を故意又は過失による毀損、紛失等をした場合は、弁償金を徴収する。（市税条例第80条第8項）</p> <p>1 対象者 所有者</p> <p>2 徴収金額 100円／1件（盗難による場合は免除）</p> <p>※参考 平成28年度実績 なし</p>		<p>【内容】</p> <p>原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車申請及び標識返納に際し、標識（ナンバープレート）を故意又は過失による毀損、紛失等をした場合は、弁償金を徴収する。（町税条例第91条第8項）</p> <p>1 対象者 所有者</p> <p>2 徴収金額 200円／1件（盗難による場合は免除）</p> <p>※参考 平成28年度実績 5件</p>	
具体的な調整内容			
<p>標識弁償金については、板倉町の例により合併時に統合する。</p>			

協議第35号

合併協定項目5 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目5 財産及び債務の取扱い
調整方針	板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱い	関係項目	
調整方針	板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
平成28年度末現在		平成28年度末現在	
1 公有財産		1 公有財産	
(1) 行政財産		(1) 行政財産	
	区分	土地	建物
公用財産	本庁舎	20,766.10 m ²	10,528.00 m ²
	消防施設	0.00 m ²	0.00 m ²
	その他	62,340.77 m ²	11,258.00 m ²
	計	83,106.87 m ²	21,786.00 m ²
公共用財産	学 校	400,458.18 m ²	102,666.00 m ²
	公営住宅	102,403.40 m ²	54,843.00 m ²
	公 園	648,057.16 m ²	14,305.00 m ²
	その他	534,215.26 m ²	66,139.00 m ²
	計	1,685,134.00 m ²	237,953.00 m ²
(2) 普通財産		(2) 普通財産	
	区分	土地	建物
	山 林	152,293.00 m ²	—
	普通財産及び貸付	226,823.71 m ²	8,354.00 m ²
	計	379,116.71 m ²	8,354.00 m ²
公有財産 計	2,147,357.58 m ²	268,093.00 m ²	
	区分	土地	建物
公用財産	本庁舎	2,187.32 m ²	2,355.00 m ²
	消防施設	3,384.79 m ²	0.00 m ²
	その他	69,018.00 m ²	3,185.00 m ²
	計	74,590.11 m ²	5,540.00 m ²
公共用財産	学 校	114,723.95 m ²	24,905.00 m ²
	公営住宅	0.00 m ²	726.00 m ²
	公 園	167,494.24 m ²	150.00 m ²
	その他	142,845.92 m ²	18,267.00 m ²
	計	425,064.11 m ²	44,048.00 m ²
(2) 普通財産			
	山 林	1,048.00 m ²	—
	普通財産	98,866.34 m ²	1,051.00 m ²
	計	99,914.34 m ²	1,051.00 m ²
公有財産 計	599,568.56 m ²	50,639.00 m ²	
具体的な調整内容		板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。	

現 況		具体的な調整内容		
館 林 市	板 倉 町			
(3) 無体財産権 ・商標権 1件	(3) 無体財産権 なし			
(4) 有価証券 ・株券 3,248,000円	(4) 有価証券 ・株券 500,000円			
(5) 出資による権利	(5) 出資による権利			
区分	年度末現在高		区分	年度末現在高
群馬県農業信用基金協会出資金	4,590,000円		群馬県農業信用基金協会出資金	1,950,000円
群馬県住宅供給公社出資金	500,000円		—	—
群馬県農業後継者育成基金出資金	6,361,200円		群馬県農業公社出資金 (群馬県農業後継者育成基金)	1,774,000円
群馬県防犯協会出資金	217,000円		—	—
群馬県信用保証協会出資金(小口資金分)	44,300,000円		群馬県信用保証協会出資金	13,000,000円
群馬県信用保証協会出資金(一般分)	13,065,000円		群馬県スポーツ協会出資金 (旧群馬県スポーツ振興事業団)	537,000円
群馬県信用保証協会出資金(近代化分)	27,334,000円		群馬県畜産協会出資金	405,000円
群馬県スポーツ振興事業団出資金	3,677,000円		—	—
群馬県畜産協会寄託金	330,000円		—	—
群馬県勤労福祉センター出資金	1,100,000円		群馬県健康づくり財団出資金	42,000円
リバーフロント整備センター出資金	1,000,000円		群馬県健康づくり財団出資金 (旧ぐんま臓器移植推進財団)	196,000円
群馬県健康づくり財団出資金	217,000円		群馬県長寿社会づくり財団出資金	417,000円
ぐんま腎臓バンク出資金	934,000円		群馬県産業支援機構出資金	402,000円
群馬県長寿社会づくり財団出資金	2,165,000円		群馬県養蚕振興協会出資金	348,000円
群馬県産業支援機構出資金	5,000,000円			
群馬県養蚕振興基金出資金	1,700,000円			

現		況		具体的な調整内容																				
館 林 市		板 倉 町																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県消防協会出捐金</td> <td>6,763,000 円</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体金融機構出資金</td> <td>4,700,000 円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>123,953,200 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	年度末現在高	群馬県消防協会出捐金	6,763,000 円	地方公共団体金融機構出資金	4,700,000 円	—	—	計	123,953,200 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県消防協会出捐金</td> <td>1,480,000 円</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体金融機構出資金</td> <td>900,000 円</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金</td> <td>2,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,251,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	年度末現在高	群馬県消防協会出捐金	1,480,000 円	地方公共団体金融機構出資金	900,000 円	渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金	2,800,000 円	計	24,251,000 円	
区分	年度末現在高																							
群馬県消防協会出捐金	6,763,000 円																							
地方公共団体金融機構出資金	4,700,000 円																							
—	—																							
計	123,953,200 円																							
区分	年度末現在高																							
群馬県消防協会出捐金	1,480,000 円																							
地方公共団体金融機構出資金	900,000 円																							
渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金	2,800,000 円																							
計	24,251,000 円																							
<p>2 物品（公用車等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用自動車 17台 ・貨物自動車 87台 ・作業用車両 2台 ・バス 1台 ・原動機付自転車 1台 <p>合計 108台</p>		<p>2 物品（公用車等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用自動車 33台 ・貨物自動車 33台 ・作業用車両 2台 ・バス 1台 <p>合計 69台</p>																						
<p>3 債権</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急生活資金貸付金</td> <td>8,974,000 円</td> </tr> <tr> <td>奨学資金貸付金</td> <td>607,767,050 円</td> </tr> <tr> <td>水洗便所改造資金貸付金</td> <td>204,750 円</td> </tr> <tr> <td>住宅新築資金等貸付金</td> <td>13,266,637 円</td> </tr> <tr> <td>小企業者緊急経営資金貸付金</td> <td>1,195,809 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>631,408,246 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	年度末現在高	応急生活資金貸付金	8,974,000 円	奨学資金貸付金	607,767,050 円	水洗便所改造資金貸付金	204,750 円	住宅新築資金等貸付金	13,266,637 円	小企業者緊急経営資金貸付金	1,195,809 円	計	631,408,246 円	<p>3 債権 なし</p>								
区分	年度末現在高																							
応急生活資金貸付金	8,974,000 円																							
奨学資金貸付金	607,767,050 円																							
水洗便所改造資金貸付金	204,750 円																							
住宅新築資金等貸付金	13,266,637 円																							
小企業者緊急経営資金貸付金	1,195,809 円																							
計	631,408,246 円																							

現		況		具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町		
4 基金		4 基金		
区分	年度末現在高	区分	年度末現在高	
財政調整基金	2,125,086,000 円	財政調整基金	2,046,500,635 円	
減債基金	389,802,211 円	減債基金	69,091,575 円	
職員退職手当基金	74,731,000 円	—	—	
—	—	罹災救助基金	30,999,654 円	
公共施設建設基金	109,777,000 円	公共施設等整備維持基金	318,815,035 円	
—	—	庁舎等建設基金	485,421,113 円	
土地開発基金	現金 188,263,515 円 土地 27,970.10 m ²	土地開発基金	現金 23,213,498 円	
ふるさとパートナー基金	142,036,863 円	—	—	
—	—	ふるさとづくり事業基金	135,346,000 円	
地域福祉基金	17,269,644 円	福祉基金	25,496,318 円	
地域環境基金	21,758,596 円	—	—	
金券基金	42,960,000 円	—	—	
奨学基金	現金 6,860,001 円	奨学基金	現金 75,312,023 円 貸付金 106,295,000 円	
芸術鑑賞事業基金	5,000,000 円	—	—	
国民健康保険基金	8,987 円	国民健康保険基金	2,371 円	
介護給付費準備基金	207,085,013 円	介護保険基金	113,071,653 円	
計	現金 3,330,638,830 円 土地 27,970.10 m ²	計	現金 3,323,269,875 円 貸付金 106,295,000 円	

現 況		具体的な調整内容																				
館 林 市	板 倉 町																					
5 債務	5 債務																					
(1) 地方債	(1) 地方債																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>25,349,884 千円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>7,351,156 千円</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業特別会計</td> <td>286,641 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32,987,681 千円</td> </tr> </tbody> </table>	会計区分		年度末現在高	一般会計	25,349,884 千円	下水道事業特別会計	7,351,156 千円	農業集落排水事業特別会計	286,641 千円	計	32,987,681 千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>3,888,818 千円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>854,598 千円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,743,416 千円</td> </tr> </tbody> </table>	会計区分	年度末現在高	一般会計	3,888,818 千円	下水道事業特別会計	854,598 千円	—	—	計	4,743,416 千円
会計区分	年度末現在高																					
一般会計	25,349,884 千円																					
下水道事業特別会計	7,351,156 千円																					
農業集落排水事業特別会計	286,641 千円																					
計	32,987,681 千円																					
会計区分	年度末現在高																					
一般会計	3,888,818 千円																					
下水道事業特別会計	854,598 千円																					
—	—																					
計	4,743,416 千円																					
(2) 債権負担行為による平成29年度以降の支出予定額	(2) 債権負担行為による平成29年度以降の支出予定額																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>支出予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>8,423,588 千円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>681,910 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,105,498 千円</td> </tr> </tbody> </table>	会計区分	支出予定額	一般会計	8,423,588 千円	下水道事業特別会計	681,910 千円	計	9,105,498 千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>支出予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>1,426,652 千円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>194,400 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,621,052 千円</td> </tr> </tbody> </table>	会計区分	支出予定額	一般会計	1,426,652 千円	下水道事業特別会計	194,400 千円	計	1,621,052 千円					
会計区分	支出予定額																					
一般会計	8,423,588 千円																					
下水道事業特別会計	681,910 千円																					
計	9,105,498 千円																					
会計区分	支出予定額																					
一般会計	1,426,652 千円																					
下水道事業特別会計	194,400 千円																					
計	1,621,052 千円																					

協議第36号

合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成30年1月24日

館林市・板倉町合併協議会
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて
調整方針	条例、規則等の取扱いについては、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 2 条例、規則等の取扱い	関係項目	
調整方針	条例、規則等の取扱いについては、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
○例規集掲載（平成29年9月現在）		○例規集掲載（平成29年11月現在）	
<p>合計 1,031件</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例 194件 ・規則 284件 <ul style="list-style-type: none"> 規則 214件 各種委員会規則 70件 ・その他 553件 <ul style="list-style-type: none"> 告示 387件 各種委員会告示 42件 訓令 59件 各種委員会訓令 26件 規程 2件 各種委員会規程 4件 その他 33件 		<p>合計 628件</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例 158件 ・規則 163件 <ul style="list-style-type: none"> 規則 121件 各種委員会規則 42件 ・その他 307件 <ul style="list-style-type: none"> 告示 197件 各種委員会告示 25件 訓令 26件 各種委員会訓令 9件 規程 20件 各種委員会規程 9件 その他 21件 	
		具体的な調整内容	
		<p>条例、規則等の取扱いについては、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、各種事務事業の調整方針により、関係する条例及び規則等については、その調整結果を踏まえて改正等を行うものとする。</p>	

寄せられたお問合せと事務局からの回答について

1 期間

平成29年8月11日から平成30年1月10日まで

2 お問合せ数及び方法

1件（メール）

お問合せ番号27

【お問合せ日：平成29年12月7日、方法：メール、お住まい：館林市】

合併方式が「編入合併」と決まり、いよいよ合併協定項目の協議が本格化しますが、その一段として新市の名称、事務所の位置が協議されましたが、何を判断基準とするかの意見が少なかったと思います。そこで判断基準について意見を述べます。

（新市の名称について）

・費用面（委員からの意見）・知名度（委員からの意見）・市町民の意見は？・歴史的な見地・対外的影響・将来性・目指す町の姿にふさわしい名称 etc.

（事務所位置について）

・サービス低下への影響（委員からの意見）・費用面・事務所容積・事務・業務の効率と分散配置の可能性・空き事務室の再利用への配慮（市民活動などの利用など） etc.

また、広報紙の発行回数も判断するのにどのような事項について検討するのか、が必要に思えます。

・広報紙の使命・広報すべき内容、情報量が伝えられるか・市民の要望、意見・配布の手間（区長、副区長の手当との整合） etc. と思います。

事務局からの回答

この度は、「新市の名称」や「事務所の位置」、「広報紙の発行回数」に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

まず、「新市の名称」及び「事務所の位置」の協議につきましては、ご指摘いただきました点などを総合的に検討したうえで、委員の皆様にご判断いただけるもの

その他

と考えております。

次に、「広報紙の発行回数」につきましては、広報紙は、合併後における新市の一体性を確保し、住民がお互いを知る重要な手段の一つとなるものと認識しております。また、合併により市域が広がることでお伝えしたい情報量も増えることから、現在の広報館林の発行回数である「月2回」については、今後も基本的に継続していく必要があると両市町が判断しておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

なお、いただきましたご意見は、合併協議会委員の皆様にご報告させていただきます。